

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（案）の概要

農林水産部団体指導課

1 改正の趣旨

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」に基づき、令和3年5月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）」により「沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)」の一部が改正され、計画認定制度及び転貸融資制度の導入を主とする沿岸漁業改善資金制度の見直しが行われました。

また、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」（以下「みどりの食料システム法」という。）が令和4年5月2日に公布され、みどりの食料システム法に基づく認定計画に従って行われる事業活動における支援措置として償還期間の延長などを内容とする沿岸漁業改善資金助成法の特例措置が講じられました。

今回改正を予定している「千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年千葉県規則第69号）」（以下「規則」という。）は、千葉県における沿岸漁業改善資金貸付事業の実施に係る事項を定めるものです。上記の法令の改正及び制定をふまえて、県では、新たな制度の導入及び特例措置の追加のため、国の通知をもとに、規則の一部を下記のとおり改正することとします。

2 改正内容

（1）計画認定制度及び転貸融資制度の導入

①資金の貸付けを受けようとする者について、制度に対して適格性がある事業計画であるかを県が審査する「計画認定制度」を導入します（現行規則では貸付審査の際に計画の内容も同時に審査）。

②県が融資機関に原資（県貸付金）を貸付け、当該融資機関が借入希望者に資金の貸付けを行う「転貸融資制度」を導入します（現行規則では県から直接借入希望者に資金の貸付けを行う直貸方式のみ）。

（2）みどりの食料システム法に係る特例の追加

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定を受けて沿岸漁業改善資金の借り入れを行う場合に、償還期間を通常から1～2年延長する特例を追加します。

（3）貸付資格等の電子申請の追加

電子メール、電子処理システム等を用いた申請等についての規定を新設します。

（4）その他所要の改正

3 施行予定

公布の日と同日